

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例」に対する意見）

生涯学習振興課

1 概要

平成30年第4回沖縄県議会に知事が提出した議案「沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、平成30年6月4日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例」案の概要

雇用・ビジネス支援など県民の多様なニーズに対応できるよう機能の充実を図るため、移転のうえ、新たに整備する沖縄県立図書館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものである。

【新規条例の概要】

- (1) 施設の設置について定める。（第1条）
- (2) 施設の位置について定める。（第2条）
- (3) 図書館が行う業務について定める。（第3条）
- (4) 使用の許可について定める。（第4条）
- (5) 使用料及び使用料の減免について定める。（第5条、第6条及び別表）
- (6) 権利の譲渡等の禁止について定める。（第7条）
- (7) 使用の許可の取消し等について定める。（第8条）
- (8) 原状回復の義務について定める。（第9条）
- (9) 損害の賠償等について定める。（第10条）
- (10) 沖縄県立図書館協議会について定める。（第11条）
- (11) 教育委員会規則への委任について定める。（第12条）
- (12) この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。（附則第1項）
- (13) この条例の施行に伴い、沖縄県立図書館協議会設置条例を廃止する。（附則第2項）
- (14) この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。（附則第3項及び第4項）
- (15) この条例の施行に伴い、沖縄県立教育機関設置条例の一部を改正する。（附則第5項）

3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例」は、県民の生涯学習の場となる社会教育のための施設を設置するものであることから、異議がない旨を回答した。

沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して県民の利用に供するための施設を提供することにより、教養の向上及び調査研究の促進を図り、もって教育及び文化の振興に寄与するため、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、沖縄県立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 図書館の位置は、那覇市泉崎1丁目20番1号とする。

(業務)

第3条 図書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書館法第3条各号に掲げる事項に関すること。
- (2) 図書館の施設の使用に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(使用の許可)

第4条 別表に掲げる図書館の施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、施設等の管理上必要と認めるときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第5条 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、後納とすることができる。

3 既に納められた使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第6条 知事は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、施設等を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可を取り消し、又は施設等の使用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 許可に付した条件に違反したとき。

(4) 第4条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、施設等の使用を終えたとき、又は第4条第1項の許可を取り消されたときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償等)

第10条 使用者は、その使用に際し、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(沖縄県立図書館協議会)

第11条 図書館に、沖縄県立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教

育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

- 3 委員の定数は、10人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(教育委員会規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(沖縄県立図書館協議会設置条例の廃止)

- 2 沖縄県立図書館協議会設置条例(平成24年沖縄県条例第45号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の沖縄県立図書館協議会設置条例(以下「旧協議会設置条例」という。)第1条の規定により置かれた沖縄県立図書館協議会は、第11条第1項の規定により置かれた協議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この条例の施行の際現に旧協議会設置条例第2条の規定により沖縄県立図書館協議会の委員に任命されている者は、この条例の施行の日、第11条第2項の規定により、協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における旧協議会設置条例第2条の規定により任命された沖縄県立図書館協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(沖縄県立教育機関設置条例の一部改正)

- 5 沖縄県立教育機関設置条例(昭和47年沖縄県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び図書館法(昭和25年法律第118号)第10条」を削る。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条中「第2条、第3条及び前条」を「前2条」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

別表（第4条、第5条関係）

1 施設使用料

区分	単位	使用料
ホール	1時間につき	2,700円

2 附属設備使用料

種別	単位	使用料
舞台器具	1回1点又は一式につき	500円以内で規則で定める額
音響器具	1回1点又は一式につき	60円以内で規則で定める額
その他規則で定める 附属設備	1回1点又は一式につき	1,370円以内で規則で定める額

備考

- 1 ホールに係る使用料は、使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、その使用時間又はその端数時間を1時間として計算する。
- 2 施設の冷房を使用する場合は、その実費に相当する額を使用料として別に徴収する。

平成30年6月 日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して県民の利用に供するための施設を提供することにより、教養の向上及び調査研究の促進を図り、もって教育及び文化の振興に寄与するため、図書館法第10条の規定に基づき、沖縄県立図書館を設置する。

これが、この条例案を提出する理由である。